



令和3年12月20日

市政記者各位

消防局予防部査察課

大阪市北区で発生した火災を受けた特別査察を実施します

令和3年12月17日（金）に大阪市北区で発生したビル火災により、死者24名、負傷者4名（12月19日17時現在）を出す大きな被害が発生したことを踏まえ、福岡市内の同様のビルの防火安全対策を徹底するため、下記のとおり特別査察を実施するので、お知らせします。

記

1 実施対象

消防法施行令（昭和36年政令第37号）第4条の2の2第2号に該当する防火対象物（特定一階段等防火対象物）

※福岡市内942施設

※特定一階段等防火対象物とは、3階以上の階又は地下に特定用途（物販店や飲食店などの不特定多数の人が出入りする施設）があり、かつ、屋内階段が一つしかない建物

2 実施内容

特に、次の項目について重点的に査察を実施する。

- （1）防火管理の実施状況
- （2）消防用設備等の設置状況
- （3）避難施設等の維持管理状況

3 実施時期

令和3年12月20日（月）から

【問い合わせ先】

●消防局予防部査察課

牧瀬・佐藤・三島・深堀

TEL092-725-6626